

アメリカにおける金融制度改革と金融サービス法案 H.R.10 保険業務を中心とした分析

目 次

- . はじめに
- . 米国金融制度の現状
- . H.R.10 の概要
- . H.R.10 をめぐる主要な争点
保険業務を中心に
- . 審議の現状と今後の見通し

研究員 中村 岳

要 約

. はじめに

近年、金融制度改革を行ない、金融機関の競争力を強化しようとする動きが各国で盛んになっているが、これは世界の金融市場において急速に進展している金融融合化が背景となっている。米国においても金融サービス法案（以下「H.R.10」と呼ぶ）が下院を通過し、上院で審議中である。自由化が進み国際競争力があると考えられている米国においても改革の必要性が叫ばれ、既に立法化の手続きに入っている点と、これまで銀行の保険業務参入に反対してきた保険業界も世界の金融市場の現実を認識し、相互参入を認める姿勢に変化してきている点とは注目に値する。

. 米国金融制度の現状

米国では、銀行・証券・保険に対する規制監督体制が分かれている上、銀行制度にも、二元銀行制度、単一銀行制度、銀行持株会社など、日本とは異なった特徴がある。この章では、金融制度改革の動きを理解するため、米国金融制度の現状を簡単に整理する。

. H.R.10 の概要

この法案では、銀行・証券・保険の持株会社方式による相互参入を認めている他、金融機関の競争を促進するためのいくつかの新たな規定がなされている。一方金融機関の健全性、消費者保護、競争の公平性の確保の目的から、参入形態や規制監督体制についても複雑な規定がなされている。この章では、H.R.10 の内容について説明する。

. H.R.10 をめぐる主要な争点 保険業務を中心に

法案をめぐる争点は多様であるが、特に参入形態や規制監督のあり方など、方法論の部分で大きく意見が分かれている。しかし、銀行・証券・保険の相互参入を認め、金融機関の競争を促進する必要性については、各業界、各規制監督機関が合意している。

. 審議の現状と今後の見通し

上院委員会では、下院案にいくつかの修正を加えた上で、H.R.10 を可決した。しかし、立法化の鍵となる争点の中には、妥協案が見いだされていないものもある。今会期中の成立は不透明な状況であるが、これまでの議論において制度改革の方向性と争点は明確になっているため、今後数年内に制度改革が立法化される可能性は高いと考えられる。

はじめに

近年、金融制度改革が世界的に大きな流れとなっている。金融ビッグバンの元祖である英国では、1986年に金融サービス法（Financial Services Act 1986）が制定され、株式売買委託手数料の完全自由化など株式取引に関する大変革が行なわれたが、その後も、金融業務の機能的、横断的な規制監督体制を整備すべく、改正が続いている。この改革の中では、銀行・証券会社・保険会社といった業態別に規制監督を行うのではなく、行われるサービスの内容によって規制監督の方法が定められている点が特徴的である。

日本においては、1998年6月に金融システム改革関連法案が成立し、2001年3月までに銀行・証券・保険の相互参入が可能となるが、自由化時代の金融規制監督のあり方を検討するため、1997年7月に13省庁共同の勉強会として「新しい金融の流れに関する懇談会」が組織され、1998年6月にはその審議結果を「論点整理」として公表している。

米国においても銀行・証券・保険の垣根を撤廃しようとする動きが活発となっている。米国の金融制度は、大恐慌の反省から銀行が非銀行業務を行なうことを禁止した1933年銀行法（Banking Act of 1933、通称グラス・スティーガル法）が基調となっているが、最近では毎年のように金融制度改革法案が提出されている。

先進国におけるこれらの動きは、世界の金融市場において急速に進展している金融融合化が背景となっている。金融市場では金融・不動産債権や自然災害リスクの証券化のように、従来の銀行・証券・保険の枠組みを超えたハイブリッドな商品が登場し、またトラベラーズとシティコープの例に見られるように、業態をまたがる金融機関の大型合併が進んでいる。このように金融商品、金融機関の業態の両面において融合化が進行していく状況下で、従来のような縦割りの規制監督体制が本当に有効に機能するのかが疑問視され、改革が進められているのである。

米国の金融制度改革法案は、各業界の利害対立を主な理由として未だ立法化に至っていないが、1998年5月には、大規模な制度改革を盛り込んだ金融サービス法案（以下「H.R.10」と呼ぶ）¹が

214対213の僅差で下院を通過し、現在上院で審議中である。

H.R.10をめぐる最近の動きには、いくつかの注目すべき点がある。第一には、自由化が進み、国際競争力があると考えられている米国金融業界においても、改革の必要性が強く認識され、検討段階を超えて既に立法化の手続きに入っていることである。各国の金融制度改革は、業態間の競争を促進することによって自国の金融機関の国際競争力を高めることを目的としているが、これは米国においても例外ではない。第二には、従来銀行の保険業務参入に反対してきた保険業界も世界の金融市場の現実を認識し、相互参入を支持する立場に変化してきている点である。

本稿では、現在上院で審議されているH.R.10の内容を紹介すると共に、その主要な争点について、保険業界に関係する部分を中心に整理する。

米国金融制度の現状

米国においては、銀行・証券・保険に対する規制監督機関がそれぞれ分かれており、長い間大蔵省が全ての金融機関の規制監督を行ってきた日本の状況とは異なっている。その中でも、銀行制度には、二元銀行制度、単一銀行制度、銀行持株会社といった特徴的な制度があり、日本とは大きく異なっている。また、各州には一つの国に近い独立性があり、独自の州法・規則を有するため、連邦と州の規制監督の分担の問題もある。このため、米国の金融制度は非常に複雑であり、制度改革の動向を捉えるためには、現行制度の理解が不可欠である。本章では、H.R.10の内容に入る前に、現在の米国金融制度の概要について簡単に整理してみたい。

1. 二元銀行制度

米国の商業銀行には、国法銀行と州法銀行とがあり、二元銀行制度と呼ばれている。国法銀行は、連邦法である1864年国法銀行法（Act of June 3, 1864《National Bank Act》）に基づき連邦通貨監督局（the Office of the Comptroller of the Currency・OCC）²によって設立免許を与えられ、連邦準備制度（Federal Reserve System・FRS）³と

連邦預金保険公社（Federal Deposit Insurance Corporation・FDIC）⁴への加盟が義務づけられている。このため、国法銀行は主として OCC の規制監督を受ける他に、連邦準備制度理事会（Federal Reserve Board・FRB）、FDIC による規制監督も受けることとなる（FRB、FDIC は管轄権のある事項のみ規制監督を行なう）。

一方、州法銀行は各州の銀行法に基づき、州銀行局によって設立免許を与えられる。州法銀行は、州法上必ずしも FRS、FDIC に加盟することを義務付けられてはいない。州法銀行の主たる規制監督機関は州銀行局だが、必要により FRS、FDIC に加盟する場合はそれぞれの連邦機関の規制監督を受ける。

このように、国法銀行と州法銀行は準拠法と規制監督機関が異なることから、認められる業務範囲に格差が生じることも、当然起こりうる。地元に基づ盤を置く州法銀行と大手国法銀行との間の争いには、自州の銀行を保護しようとする州銀行局と、国法銀行の規制監督機関である OCC も加わり、取扱いの公平性をめぐる議論が常に生じてきた。

2．単一銀行制度と銀行持株会社

かつて米国においては、州銀行法によって銀行の支店設置が禁じられていた（この制度は単一銀行制度と呼ばれている）。従って、州内での支店設置だけでなく、州境を越えて支店設置することも認められておらず、これは国法銀行についても同様とされていた。経済活動の広域化に伴い、現在ではほとんどの州において州内全域での支店設置が認められており、1994 年リーグル・ニール州際銀行業務および支店業務効率化法（Riegle-Neal Interstate Banking and Branching Efficiency Act of 1994）では、州外の銀行の買収や支店設置を認められたが、単一銀行制度は、現在の米国銀行制度の特徴である銀行持株会社を生み出す大きな要因となった。

銀行持株会社が設立された目的は、銀行本体や子会社に認められていない非銀行業務に進出し、また、支店設置の禁止や制限を回避することであった。このため、1956 年銀行持株会社法（Bank Holding Company Act of 1956）では、銀行持株会社は FRB に登録され、その規制監督を受ける

こととなった。同法では、州境を越える銀行子会社の新設・買収、非銀行業務を営む子会社の保有が禁止されたが、その後も銀行持株会社法の「法的抜け穴」を通じた銀行の業務拡大は続き、これを止めるための立法とのいたちごっこが繰り返されてきたのである。

前述のとおり、現在では、銀行持株会社は州境を越えて業務を拡大することが認められているが、銀行業務と密接に関連する業務以外の非銀行業務に従事することは禁じられている。銀行関連業務の範囲については FRB が規則を定め、公表している。

3．保険制度

米国では、保険会社や代理店・ブローカーに対する規制監督は、各州の保険法に基づいて州保険庁が行なっており、二元的監督を受ける銀行の場合とは異なっている。保険監督は各州が独自に行っているが、効果的な規制監督に関する意見交換を目的として、全米保険庁長官会議（National Association of Insurance Commissioners : NAIC）が組織されている。NAIC の重要な機能としては、各州保険庁の意見を集約してモデル法を作成し、各州における保険法・規制にある程度の統一性を持たせていることが挙げられる。これにより、保険会社は各州において業務を行なう事が比較的容易になっていると言える。

4．証券制度

米国においては、各州が独自の会社法や証券法を持っているため法体系が複雑であり、企業誘致を狙った州法緩和競争などが起こりやすかった。大恐慌時代には、このような問題を解決する必要性が認識され始め、1933 年証券法（Securities Act of 1933）、1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）といった連邦証券諸法が成立することとなった。米国証券業界は、現在では実質的にこれらの連邦法による規制を受けている。証券取引所法に基づいて設置された証券取引委員会（Securities and Exchange Commission・SEC）は、証券に関する情報開示手続き、証券取引所、店頭市場、全国証券業者協会（National Association of Securities Dealers・NASD）の規制監督を行なっており、証券取引を行なう場合に

は SEC に登録する必要がある。

銀行による証券業務はグラス・スティーガル法で原則的に禁止された。しかし、同法では顧客の注文と勘定による証券業務や、公共債の引受およびディーリングが認められていた。また、銀行が系列関係を持つことを禁止されていたのは、「主として」証券業務を営む会社と定められており、証券業務が完全に禁止されていた訳ではなかった。このため銀行は、銀行持株会社の子会社を通じて証券業務を拡大してきており、現在ではグラス・スティーガル法の解釈の範囲内で、かなり幅広く証券業務を行なっている。

5. 連邦法と州法との関係

前述のとおり、米国の金融規制監督は、連邦法に基づいて連邦機関が行なうものと、州法に基づいて州の機関が行なうものが混在しており、銀行・証券・保険それぞれに対する規制監督体制が異なっている。国法銀行と州法銀行、国法銀行と保険会社とでは、同じ業務を行う場合であっても、規制監督機関は連邦機関と州機関に分かれるため、両者の間で解釈の相違が生じた場合には激しい論争が引き起こされる。連邦法は、その内容が合憲であると認められる限り、州法に対して優先することとなっているが、連邦法が合憲であるか否か、という点が常に訴訟の争点となってきた。

6. 銀行に認められる保険業務

銀行による保険業務は原則的に禁止されているが、一部の例外的業務のみが認められている。し

かし、銀行は法的抜け穴を利用して業務範囲を拡大し、保険業界との間で常に争いを生じてきた。国法銀行と州法銀行の規制監督が異なることから問題は複雑化しているが、現在銀行に認められる保険業務を簡単に整理すると次のとおりである。(図表1参照)

(1) 国法銀行およびその子会社

国法銀行およびその子会社は、原則的には保険の引受・販売とも禁止されている。ただし、国法銀行法では、人口 5,000 人以下のスマートタウンに所在する店舗での保険販売と、銀行業務の遂行に必要な付随的業務と考えられる一部の保険種目の引受・販売が認められている(銀行の付随的業務であるか否かについては、国法銀行の規制監督機関である OCC の判断による)。これらの規定について、保険業界は法的抜け穴として問題視してきた。

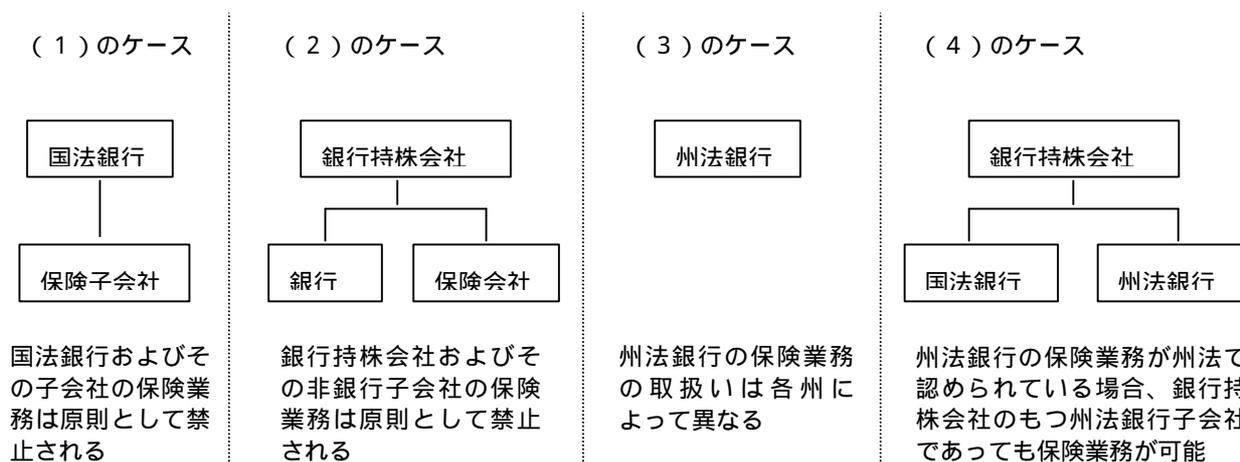
(2) 銀行持株会社およびその非銀行子会社

銀行持株会社法では、スマートタウンでの保険販売と、一部の例外業務を除き、保険業務を禁止している。

(3) 州法銀行

各州により取扱いは異なるが、保険の引受まで認めている州は少ない。1991 年の連邦預金保険公社改革法(Federal Deposit Insurance Corporation Improvement Act of 1991)により、州法銀行の保険引受は、たとえ州法によって広く保険業務を認めていても、国法銀行に認められた範囲に限定されることとされた。ただし、同法の立法前に保険業務を認められていた州法銀行については

《図表1》銀行に認められる保険業務



既得権が与えられている。

(4) 銀行持株会社が所有する州法銀行

銀行持株会社は、保険業務を行なうことを州法で認められている州法銀行を、子会社として持つことができる。これに対して保険会社は、銀行持株会社法に違反しているとして強く反対し、訴訟が繰り返されてきた。銀行持株会社の規制監督機関である FRB は、州法が州法銀行に対して保険業務を認めている場合、銀行持株会社の子会社である州法銀行についても保険業務を行なうことが可能であるとの基本的見解を示している。銀行持株会社法の対象となるのは、銀行持株会社とその非銀行子会社であり、銀行子会社は含まれないとの判断である。

・ H.R.10 の概要

グラス・スティーガル法と銀行持株会社法を改正し、銀行・証券・保険の相互参入を認める H.R.10 の第一の目的は、競争の促進によって金融機関の革新性と効率性を強化することである⁵。この法案では、銀行・証券・保険の相互参入を認めている他、ホールセール金融機関（Wholesale Financial Institutions・WFI）の設立を認め、相互会社が株式会社化を目的として本拠州を移転することを認めるなど、金融機関の競争を促進するための一連の規定が設けられている。

その一方で、金融機関の健全性、消費者保護、競争の公平性を確保する目的から、規制監督の方

法について多くの規定が設けられている。以下、下院を通過した H.R.10 の内容について、競争の促進に関する項目と、規制監督のあり方に関する項目とに分けて要点を説明する。なお、以下の内容は、上院委員会の公聴会資料⁶ と、下院委員会の報告書⁷をもとにしている。

1. 競争の促進に関する項目

(1) 銀行・証券・保険の相互参入

参入形態（持株会社方式）

H.R.10 では銀行・証券会社・保険会社の相互参入が図表 2 のような持株会社方式で認められ、子会社方式は認められなかった。

新たに参入が認められた業務

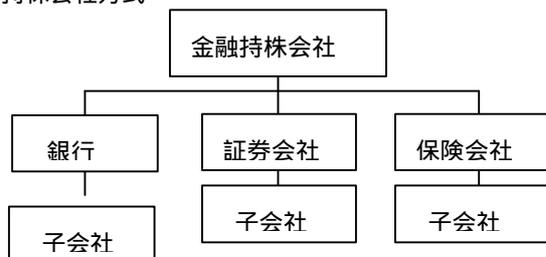
H.R.10 では、各金融機関が、証券の引受けやディーリング、保険の引受、マーチャントバンキング⁸などのプリンシパル業務⁹を、持株会社の証券子会社・保険子会社で行うことが認められた¹⁰。また、持株会社の子会社である銀行・証券会社・保険会社の子会社（持株会社から見れば孫会社）には、他社の金融サービスを販売すること（エージェント業務）のみが認められた¹¹。銀行本体の保険業務は引受・販売とも禁止されたが、現在認められている保険業務には既得権が与えられる¹²。

市場の変化への迅速な対応

H.R.10 では、金融機関の持株会社が、銀行・証券・保険の各分野に参入するためには、自己資本比率などの一定の資格を満たす

《図表 2》持株会社方式と子会社方式

持株会社方式



金融持株会社の傘下に銀行・保険会社・証券会社を持ち、プリンシパル業務を行なうことが可能。また、金融持株会社の孫会社では、エージェント業務が可能

子会社方式



銀行が保険子会社や証券子会社を持つことは認められない。

ことが要件とされており、この資格要件を満たすことができなくなった場合には、新しく認可された金融業務から撤退しなければならない¹³。しかし、この資格を満たした持株会社（以下「金融持株会社」と呼ぶ）は、FRBの事前の承認を受けずに新しい金融業務（今回認められた金融業務だけでなく、既存の金融業務の概念では定義されない革新的業務も含む）に参入できることとされており¹⁴、金融持株会社が市場の変化に迅速に対応できるよう配慮されていると理解することができる。

（２）銀行の一般事業と、一般事業会社による貯蓄金融機関¹⁵を利用した金融業務

H.R.10 では、銀行が金融持株会社の子会社を通じて一般事業を行うことについては認められなかった。一定の収入制限のもとに、金融持株会社一般事業への参入を認める条項も当初はあったが、下院の審議において削除されている。

一方、貯蓄金融機関の取り扱いについては銀行とは異なっている。現在、一つの貯蓄金融機関を所有する持株会社（Unitary Thrift Holding Company・UTHC）は一般事業を行なうことが認められているが、H.R.10 では、既存の UTHC の行う一般事業に既得権が与えられた¹⁶。この規定は、銀行が一般事業に参入することができない一方で、一般事業会社が既存の UTHC を買収することによって金融業務に参入できることを意味している。

（３）ホールセール金融機関¹⁷

H.R.10 では、企業向け取引に特化したホールセール金融機関(WFI)という新しいタイプの金融機関の設立を認めている。WFI は本体・子会社・持株会社方式を問わず、リテール商品を取り扱うことはできないため、預金保険制度の対象とならないこととなっている。

この規定は、消費者保護の観点から預金保険の対象とすべきリテール商品と、企業向け取引とを明確に区分し、企業向け取引については預金保険料の負担を免除して、より自由な取引を認めようとするものであると理解することができる。

（４）相互保険会社の株式会社化を目的とした本拠州の移転¹⁸

H.R.10 では、相互会社が株式会社化すること

を禁じている州から、それを認めている州に本拠州を移転することを認めている。

米国の生命保険業界では近年、証券投資型の変額商品の発展により、生命保険会社間だけではなく、証券会社等との競争も激化している。このため多くの相互保険会社は、持株会社方式による業務多角化や、資金調達面で優位性のある株式会社へ転換することを志向しているが、米国においては、相互保険会社が株式会社に転換することを認めている州と、それを認めていない州とがある。また、株式会社への転換を認めている場合でも、転換の手続きに関する規制の内容は各州ごとに異なっている。

保険会社が本拠州を移転した場合には、準拠法と規制監督機関が変わることになるため、日本において会社所在地を変更する場合は意味合いが大きく異なる。

２．規制監督のあり方に関する項目

銀行・証券・保険の相互参入にあたっては、金融機関の健全性を確保するために、規制監督をどう行うべきかが問題となる。H.R.10 ではこの問題に対して、新たな規制監督の枠組みを定めている。

（１）規制監督体制（包括的規制監督と機能別規制監督）¹⁹

H.R.10 では、銀行・証券・保険の機能別の規制監督は従来の規制監督機関が行い、従来銀行持株会社の規制監督を行っていた FRB は、引き続き金融持株会社に対する包括的監督体制の上部機構として機能することと定められている（図表 3 参照）。また、FRB と各機能別規制監督機関は検査等の際に相互に情報を提供し合うこととなっており、包括的規制監督と機能別規制監督の連携によって、金融持株会社グループ全体の経営の健全性が確保されることを意図している。

この法案では、FRB と各機能別規制監督機関の規制監督の優先権についても規定している。FRB は金融持株会社グループ全体に対する規制監督を行い、必要と判断すれば、銀行・証券・保険といった各子会社に対する規制監督を行なう裁量権も与えられている。しかし一方で、FRB の規制監督の内容について、各機能別規制監督機関が、重大な悪影響があると判断した場合には、そ

それぞれの機能別規制監督機関の方針が優先されることと定められている。これらの規定は、FRB が、現在 OCC・SEC・州保険庁の有する規制監督権限を過度に侵害することがないように配慮されたものと理解することができる。

(2) 将来開発される商品の定義

H.R.10 では金融持株会社に幅広い金融業務が認められたが、一方で金融業務と一般事業とは明確に区分され、また、銀行・証券・保険といったそれぞれの金融業務も、金融持株会社の傘下にある別々の子会社で行われることとされた。このためこの法案では、既存の金融商品のみならず、将来開発される商品についても、その商品が金融商品であるか否か、また、銀行・証券会社・保険会社のいずれが取り扱うべきであるかを決定する手続きについて規定している。

まず、金融商品であるか否かの判断については、FRB が行なうこととされている²⁰。

次に、証券商品であるか否かについての判断は、SEC が行なうこととされている²¹。

保険の場合は若干複雑である。保険商品であるか否かの判断については、基本的に州保険庁が行なうが、OCC が当該商品を銀行商品であると認可し、州保険庁と解釈が分かれた場合には、税法上の取扱いに従うこととされている²²。保険の定義については従来、州保険庁（および保険会社）と OCC（および国法銀行）との間で常に争われてきており、連邦司法機関は OCC の見解を尊重する判決を行ってきた経緯があるが、この法案では、どちらの立場にも偏しないよう配慮されていると言える。しかし、最終的な決定は連邦司法機関に委ねられることとなっているため、今後も訴訟が行われる可能性がなくなったわけではない。

(3) 連邦法と州法との関係²³

H.R.10 では、連邦法と州法の関係について、銀行が他の金融業務に参入することを「阻害または妨害」(prevent or significantly interfere)する州法が存在する場合においても、連邦法である H.R.10 が優先すると規定している。「阻害または妨害」という表現は、パーネット銀行とフロリダ州保険庁との裁判で使用されたものの引用である。この裁判では、人口 5,000 人以下のスマートタウンに存在する国法銀行が行なう保険業務を

「阻害または妨害する」州法に対し、連邦法である国法銀行法が優先するとの判決がなされた²⁴。

(4) 全米登録募集人協会 (NARAB) の設立²⁵

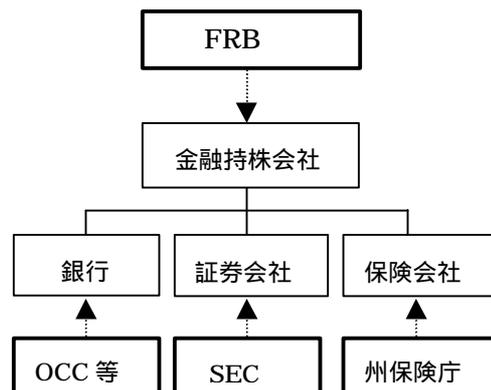
H.R.10 では、保険募集に関する免許交付、教育・訓練について全国統一の基準をつくることを目的とした非営利の民間組織として、全米登録募集人協会 (National Association of Registered Agents and Brokers・NARAB) の設立を定めている。この法案では、各州に対し、立法後 3 年以内に、免許交付等に関する統一的な立法を行なうことを求めているが、このような立法がなされない場合は、NARAB の基準が適用されることとされている。

(5) 消費者保護

H.R.10 では、前述のような規制監督体制とすることにより、金融持株会社と各子会社の健全性が確保され、消費者保護が図られるとしている。また、金融持株会社全体の資格要件として、傘下の預金金融機関の全てが地域社会再投資法 (Community Reinvestment Act of 1977・CRA)²⁶ の要件を満たした低利の融資を行なっていることと、基本となる銀行業務において低コストのサービスを提供していることが定められており、銀行が他の金融業務に参入することによって、消費者が不利益を受けることを防止している。CRA の問題は上院の審議でも争点の一つとなっており、人種等による差別問題に対して非常に敏感な米国社会の事情を反映していると言える。

また、この法案では、OCC 等の銀行規制監督機関が、銀行の証券業務に関する消費者保護規則、銀行の保険業務に関する消費者保護規則を制定するよう定めている²⁷。

《図表 3》 H . R . 10 における規制監督体制



(6) 会計検査院 (GAO)²⁸、財務省による研究・報告義務

GAO は金融サービス産業の市場集中、および市場集中が消費者に与える影響について継続的に研究・報告することを求められている²⁹。金融サービスを統合することが望ましいか否かについては今なお賛否両論あり、この法案では、GAO にこのような研究を行わせ、報告させることとした。また、財務省は、この法案が CRA に与える影響について立法後 2 年以内に議会に報告書を提出するよう求められている³⁰。金融サービス産業は発展中であり、規制監督の方法も発展途上であるため、この法案が完成されたものではないということが、これらの条項に示されていると理解することができる。

・ H.R.10 をめぐる主要な争点 保険業務を中心に

前述のとおり、近年の米国では金融制度改革をめぐる議論が盛んに行なわれている。1994 年には、下院銀行委員会のニール議員によって金融サービス競争力法案³¹が提出されたが、この法案では持株会社が銀行・証券会社・保険会社を持つことを認めていた。1995 年には、下院銀行委員会のリーチ委員長による金融サービス競争力促進法案³²、上院銀行委員会ダマト委員長による預金金融機関関連会社法案³³、ルービン財務長官による財務省案の 3 つが提出され、参入形態の問題 (持株会社方式か、子会社方式を認めるか) や規制監督体制の問題などが争点となり、現在に至っている。金融制度改革に関する最近の議論にはいくつかの特徴がある。第一に、銀行の証券業務は、実際はかなり幅広く行なわれるようになってきているため、銀行業界と証券業界の対立が以前ほど重要でなくなっていることである。このため、現在では銀行業界と保険業界との対立が中心となっている。第二に、銀行の保険業務参入は避けられないとの認識が、保険業界の中でも強まってきていることである。銀行を販売チャネルとして有望視する保険会社は、銀行の参入を積極的に支持している。第三には、トラベラーズとシティコープの合併に代表されるように、市場の動きが金融制度に

先行しているため、何らかの法改正が必要であるとの共通認識が生まれていることである。

H.R.10 の内容は多岐にわたっているため、法案内容をめぐる議論も様々であるが、本章では、現在最も重要となっている、銀行の保険業務参入に関わる争点を中心に紹介する。最初に本法案に関わる各プレーヤーの基本的な立場について述べた後、主要な争点についてのそれぞれの主張を整理することとする。各プレーヤーの下院案に対する基本的立場と、特に大きな争点となっている参入形態と規制監督体制に関する主張については図表 4 にも整理しているので、併せて参照されたい。

1. 各プレーヤーの基本的立場

これまでの議論においては、保険業務の拡大によって多角化をねらう銀行業界とそれに反対する保険業界、というのが基本的な対立の構図であった。市場で大きな影響力を持つ銀行が保険の引受、販売を認められれば、保険会社、保険代理店・ブローカーにとって大きな脅威となる。このため、保険会社の業界団体や保険代理店の業界団体は、銀行の保険業務参入に対して強い反対の立場を取ってきた。

しかし、銀行はスモールタウンや銀行持株会社といった法的抜け穴を活用して保険業務を拡大し、銀行の規制監督機関である OCC も銀行の付随業務と認める保険業務を徐々に拡大してきた。このような状況下で、保険業界の方針にも変化が生じてきた。銀行の保険業務参入は避けられない流れであると判断し、従来のように崩壊的に銀行の権利が拡大するよりは、参入を認める代わりに保険業界になるべく有利な制度改革となるよう働きかけた方が得策だと考えるようになったのである。その中でも特に、保険業界において強大な力を持つ代理店業界が銀行の保険販売を容認する立場に回ったことが注目に値する。上院委員会の公聴会において代理店業界の代表は、「保険代理店とブローカーは、銀行と保険が相互参入するという現実を受け入れた... (中略) ...合併によって生まれた巨大企業の行なう様々な業務が、確実に適切な規制監督を受けるようにすることが議会の使命である」³⁴と述べている。

このため、H.R.10 の内容は、多くの部分で保険業界の意向を取り入れた内容となっている。今

や最大の支持者は保険業界となり、最大の反対者は銀行業界となる逆転現象が発生しているのである。保険会社、保険代理店の業界団体は概ね、この法案では公平性が確保されていると評価している。逆に銀行業界団体は、この法案は銀行業界に対して差別的であると主張し、全面的に反対の姿勢を貫いている（ただし、Citicorp、Banc One、BankAmerica、National City、J.P.Morgan、NationsBank、U.S.Bancorp など H.R.10 を支持する大手行もある³⁵）。

国法銀行の規制監督機関である OCC を所管する財務省は、この法案は銀行業界を弱体化させるものであるとして反対している。また、銀行の業務の一部（保険業務や証券業務）に対して州保険庁や SEC が規制監督を行なうことについても強い不満を持っている。一方 FRB は、この法案をほぼ全面的に支持し、特に参入形態を持株会社方式に限定したことについて高く評価している。

州保険庁の意見を代表する NAIC は、この法案の中で賛成している部分もあるが、強く反対している部分も多い。NAIC は、保険業務を他の金融業務と区分し、規制監督権限が従来どおり州保険庁に残されることを求めており、法案に対する賛成意見、反対意見とも、一貫した主張で貫かれている。

以上、各プレーヤーの立場の違いについて述べてきた。しかし、銀行・証券・保険の相互参入を認めることについては皆が同意している。違いがあるのは、そのやり方の部分である。以下、具体

的な争点についての各プレーヤーの主張を紹介する。なお、それぞれの主張については、特段記載があるもの以外は、1998 年 6 月に開催された上院委員会の公聴会³⁶の内容をもとにしている。

2. 参入形態について

H.R.10 では、銀行・証券会社・保険会社の相互参入は、持株会社方式で行なわれることと規定されている。参入形態に関する争点には、競争の公平性、金融機関の健全性確保と消費者保護の二つの問題があり、各プレーヤーの主張はいずれかに分類される。

(1) 保険業界

保険会社の業界団体は、H.R.10 の内容を支持し、子会社方式には強く反対している。反対理由としては第一に、資金調達における不公平性の問題が挙げられる。消費者は連邦の預金保険制度の存在を理由に、他の金融機関よりも金利が低くても銀行を選んでいるという側面がある。これにより、銀行は他の金融機関に比べて低金利で資金調達することができるため、補助金を受けているのと同じであると保険業界は判断している。子会社方式の場合、銀行は低金利で調達した資金を子会社に直接投入できるため、不公平であると主張している。

第二には、規制監督における不公平性を挙げている。保険会社が銀行子会社を所有する場合、保険会社は銀行持株会社として FRB の規制監督を受けることになる。しかし、銀行が保険子会社を

《図表 4》 H.R.10 に対する各プレーヤーの立場

	下院案に対する基本的立場	参入形態	規制監督体制	備考
法案内容		銀行・証券・保険の相互参入を持株会社方式に限定	金融持株会社に対する包括的監督と、機能別規制監督の併用	
保険会社				
保険代理店				連邦法と州法との関係には反対
銀行	×	×	×	大手銀行は法案を支持
FRB				
財務省	×	×	×	
NAIC				連邦法と州法との関係、相互会社の移転、NARAB の設立に反対

...賛成 × ...反対 ...部分的に修正を求める

所有する場合は銀行持株会社とはならず、FRB の規制対象外となるため、不公平であるとの主張である。

第三には、保険会社の経営健全性と消費者保護の問題を挙げている。銀行が子会社で保険引受業務を行う場合、経営不振に陥った銀行が保険会社の資本を引き揚げる可能性があり、保険会社の支払能力に問題が生じるとの主張である。

以上三点に基づき、保険会社は、銀行が子会社方式によって保険業務に参入することに対して反対している。

(2) 銀行業界

銀行業界団体は子会社方式も認めることを主張し、H.R.10 には強く反対している。保険業界のように具体的な反対理由は表明していないが、子会社方式と比べてコストがかかる持株会社方式に限定されたことが主要な反対理由であると思われる。(ただし、持株会社方式での参入が可能な H.R.10 支持派の大手銀行を除く)

(3) FRB

FRB は H.R.10 の内容を支持し、子会社方式に反対している。理由はほぼ、保険業界と同様だが、他にもいくつかの主張がある。第一には、小規模な銀行の保護が挙げられる。子会社方式を禁止し、持株会社方式のみに限定すれば、大規模な銀行は持株会社の子会社を通して総合金融サービスを目指すことが可能であり、小規模な銀行にとっては銀行業務と代理店業務に特化する選択も可能である、との主張である。

第二には、銀行経営の健全性の確保が挙げられるが、これは保険業界団体の主張を逆の面から述べたものである。その内容は、子会社方式の場合、非銀行業務を行う銀行子会社の経営難が直接親会社である銀行に影響を与えるため、銀行経営の健全性が損なわれるというものである。

第三には、連邦の財政負担増大の問題である。銀行は預金保険制度によって恩恵を受けているため、子会社方式を認めた場合には、現在持株会社方式で保険業務に参入している銀行持株会社が子会社方式に変わる可能性がある。銀行の安定性に関する調査など、預金保険制度の維持にかかわる国のコストが増大するとの主張である。

(4) 財務省

財務省は持株会社方式、子会社方式ともに認め

ることを主張している。その理由の一点目としては、経営形態の選択は各企業の意志に任されるべきである、ということである。銀行が既存の子会社を使用せず、新しく持株会社の子会社を設立するのはコストが掛かるため、小規模な銀行に対する差別となる。新しい事業分野に進出しようとする企業が最適な経営形態を選択する権利を阻害すべきではない、との主張である。

二点目は、銀行経営の健全性確保の問題である。この点に関して、財務省と FRB の主張は正反対である。財務省は、銀行が持株会社の子会社を設立するために、保有している利益の多くを配当金として持株会社に支払うことは、銀行の健全性を阻害する、としている。

三点目は、子会社方式は安全であるとの主張である。H.R.10 では、銀行経営の健全性を確保するため、銀行の子会社に対する出資についてもいくつかの安全策を定めている。このため財務省は、子会社方式の場合も持株会社方式との実質的な違いはないと主張している。また、財務省は子会社方式の実績を挙げて子会社方式の安全性を強調している。国法銀行は、既にエッジ法子会社³⁷において海外への投資およびマーチャントバンキングを行っている実績があり、安全性と健全性の問題は生じていないというものである。

(5) NAIC

NAIC は持株会社方式を支持している。銀行、保険会社それぞれの経営の健全性を確保するためには、子会社方式は認めるべきでないと主張している。

3. 規制監督体制について

H.R.10 では、金融持株会社の子会社の業務に対する規制監督機関は、銀行業務に対しては OCC 等の銀行規制監督機関、証券業務に対しては SEC、保険業務に対しては州保険庁が行なうこととされ、金融持株会社に対する包括的監督体制の上部機構として FRB が機能することを定めている。また、新しく開発される金融商品を銀行・証券・保険のいずれに定義すべきかを決定する手続きも定めている。規制監督をめぐる争点は、取扱いの公平性と、金融機関の健全性確保という二つの観点から争われている。

(1) 保険業界

保険会社の業界団体は、H.R.10の内容を支持している。その理由の第一は、規制監督の公平性である。従来国法銀行の保険業務については OCC が規制監督していたため、州保険庁の規制監督を受ける保険会社とは取扱いが異なっていた。特に国法銀行の取扱う商品が保険であるか、銀行商品であるかの定義の問題等については、州の保険庁と OCC との間で常に争われてきた経緯がある。この法案により、銀行が行なう保険業務についても、保険会社と同様に州保険庁の規制監督を受けることとなる。また、今後開発される商品の定義については、税法上の取り扱いに準ずることとしており、公平性が保たれている、と保険業界団体は主張している。

第二は、持株会社グループ全体と各子会社の経営健全性の確保の問題である。金融持株会社の子会社が機能別に規制監督されることにより、それぞれの健全性が保たれ(グループ内の保険会社や証券会社の経営危機によって、銀行が影響を受けることも、その逆のケースも防ぐことが出来る)、また、金融持株会社全体を規制監督する FRB と各機能別規制監督機関の情報交換により、持株会社グループ全体の経営の健全性も確保される、と述べている。

保険代理店業界団体も H.R.10の内容を支持している。保険代理店は州の規制監督を受けるため、免許も各州で取得する必要がある。国法銀行の子会社の代理店業務が州の規制監督を受けないとすれば、OCC の与える免許によって全国で代理店業務を行うことが出来ることになるため、不公平が生じると主張している。

(2) 銀行業界

銀行業界団体は、この点についても具体的なコメントをしていないが、従来銀行の保険業務拡大にとって常に障壁となってきた州保険庁の規制監督を受けることに対して、不満を抱いていると思われる(前述の H.R.10 支持派を除く)。

(3) FRB

FRB は H.R.10の内容を支持しており、理由は保険業界とほぼ同様である。OCC の権限が弱まるのは問題であるとする財務省の主張に対しては、国法銀行に対する OCC の現在の権限はそのまま残しており、また、包括的規制監督体制の上

部機構となる FRB の権限にも一定の制限があるため、OCC の権限が弱められることはない、と反論している。

(4) 財務省

財務省は反対の立場をとっている。銀行制度は連邦の経済政策の根幹であるため、連邦の規制監督機関である OCC が責任を持って規制監督すべきである、というのがその理由である。証券業務、保険業務といった部分であっても、国法銀行に対して SEC や州保険庁が規制監督を行なうことは、OCC の権限を弱めるものである、と財務省は主張している。

(5) NAIC

NAIC は当然ながら賛成の立場を取っている。OCC によってこれまで行なわれてきた銀行の保険業務の規制緩和は、保険業界の規制監督体制を脅かしている、との理由である。また、保険業務の規制監督は各州が行なっており、連邦のコスト負担がないという点でも優れていると主張し、上院で提案された連邦の保険監督機関設立構想も否定している³⁸。

4. その他の争点

上院における H.R.10 の審議では、参入形態と規制監督体制という二つの大きな争点の他にも、連邦法と州法との関係、全米登録募集人協会、相互保険会社の株式会社化を目的とした本拠州の移転、CRA への影響などが争点となっている。ここでは、その内容にも簡単に触れておく。

(1) 連邦法と州法との関係について

H.R.10 では、銀行の保険業務への参入を「阻害または妨害する」州法に対して連邦法である H.R.10 が優先すると定めている。NAIC は個別の判決で使用された表現が H.R.10 の中で一般論として規定されることに対して強い不満を持っており、州保険庁の権限は保険業務に関するあらゆる部分において認められるべきであると主張している。そして、この条文によって、州保険庁が国法銀行の保険業務に対して行なう規制監督が、全て「妨害」だとされてしまう可能性があるとして強く反対している。また、IIAA (Independent Insurance Agents of America) 等の保険代理店業界団体も、この条項には強く反対している³⁹。

(2) 全米登録募集人協会(NARAB)について

H.R.10 では、免許交付、教育・訓練に関する全国統一の基準を、新たに設立される非営利民間組織である NARAB が作成することと規定している。NAIC はこの制度について、不都合な結果が生じた場合に州の規制監督権限を免れて連邦の許可を得る迂回路を業界団体に与えるものである、として反対している。

(3) 相互保険会社の株式会社化を目的とした本拠州の移転について

H.R.10 では、相互会社が株式会社化することを禁じている州から、本拠州を移転することを認めている。NAIC は、相互会社の契約者保護政策は各州がそれぞれの事情に応じて行うべきものであり、抜け穴がつけられるべきではない、として反対している。

(4) 地域社会再投資法(CRA)への影響について

H.R.10 では、CRA の遵守が金融持株会社の資格要件とされ、この条件を満たすことが出来なくなった場合は新しく参入した金融業務から撤退しなければならないこととされている。消費者団体は、このような規定の有無にかかわらず、銀行が他の金融業務に参入することによって、銀行経営の健全性が損われ、CRA の存続が危険にさらされるのではないかと懸念を表明している⁴⁰。

財務省は、H.R.10 の定める金融持株会社方式では、銀行の資産が持株会社に移動することになり、CRA への影響が大きいと主張している。これに対して FRB は、H.R.10 では金融持株会社の設立および存続の要件として、傘下の預金金融機関の全てが十分な CRA 金利を維持することを定めているため、銀行が CRA 金利を維持できなくなった場合に業務を停止させることができない現在の制度と比較すれば、むしろ法律を強化する効果があると反論している。

上院委員会では、CRA の安定性を確保するために保険会社や証券会社にも CRA を拡大するべきであるとの主張や、逆に CRA は銀行からの不当な略奪であり、遵守を強制すべきではないとの反対意見も出されている⁴¹。

・審議の現状と今後の見通し(1998年10月12日現在)

上述のとおり、H.R.10 をめぐる各プレーヤーの主張は様々である。上院委員会での審議は難航したが、9月11日に採決が行われ、いくつかの修正が加えられた後に、民主・共和両党の幅広い支持により可決された(16対2)。上院では修正案の内容について報告書⁴²を作成し、公表しているため、その内容をもとに修正案の一部を紹介する。

第一には、金融持株会社の資格要件等に関する部分である。上院委員会案では、下院案において金融持株会社の資格要件として定められていた項目の内、十分な CRA 金利を維持していること、基本となる銀行業務において低コストのサービスを提供していること、の二つが削除され、CRA に関する財務省の研究・報告義務も削除された。また、銀行の子会社に新たに認められるエージェント業務についても、CRA 金利の維持が要件とされないこととなった。

第二には、銀行の保険業務に対する規制監督における州保険庁と OCC との関係の部分である。上院案では、98年9月3日以前に制定された州法に対しては、パーネット判決など、これまで連邦司法機関が OCC の立場を尊重してきた慣行が引き続き認められることとされた。

第三に、銀行の証券業務に関する SEC の規制監督権限が縮小される修正が行われた。上院案では、銀行本体で行なうことが可能で、SEC の規制監督を受けない証券業務の範囲が拡大され、また、新しく開発した商品を、銀行・証券のどちらに定義するかについても、SEC と FRB の協議の上で決定することとされた。

第四に、貯蓄金融機関の取扱いについても修正がなされた。上院委員会案では、1998年9月3日以前に存在する(もしくは認可申請がなされている)ものを除き、UTHC の一般事業が禁止され、UTHC の買収も禁止されることとなった。これら4項目の修正については、下院案に強い反対の姿勢を示してきた銀行業界に配慮したものであると評されている⁴³。

この他、相互持株会社の移転を認める条項が削除され、H.R.10 とは別に消費者のプライバシー保護に関する法案が追加されるなど、いくつかの

修正が行われている。

上院委員会における法案修正の結果、各業界の立場にも変化が生じている⁴⁴。銀行業界においては、いくつかの大手行だけではなく、ABA (American Bankers Association) が賛成の立場に回った。逆に保険代理店業界は、銀行の保険販売に関する OCC の権限が拡大したことから法案反対の立場に変化している。また、相互会社の移転に関する条項が削除されたことから、大手相互生命保険会社も反対の立場に回っている。

各業界の対立と同時に、立法化を妨げるもう一つの要因は、クリントン大統領の拒否権の問題である。上院委員会案では、立法化の重大な鍵となる参入形態の問題について、修正が行われていない。財務省はこれまで、子会社方式が認められなければ、たとえ法案が議会を通過しても、クリントン大統領に拒否権を発動するよう勧めるとの見解を表明してきたが、上院委員会通過後にも、同様の発表を行っている⁴⁵。

上記のような事情から、法案の審議には決着がつかず、10月12日現在、上院においてペンディングとなっている。このため、H.R.10の今会期中の立法化については悲観的な見方が強まっている状況である。

しかし、これまでの法案審議において、銀行・証券・保険の相互参入を認めるという基本的な流れははっきりした。また、法案をめぐる争点・問題点も明確になった。残された問題は、いつ、どの程度の修正内容で成立するかである。相互参入の必要性についてほとんどのプレイヤーが認めている現状を考えれば、今会期中の成立は困難であるにしても、今後数年の内に金融制度改革が行なわれる可能性は高いと考えられる。

<参考文献>

- ・ 太田登茂久著「アメリカの株式市場」(日本経済新聞社 1988年)
- ・ 古瀬政敏著「アメリカの生命保険会社」(東洋経済新報社 1989年)
- ・ 古瀬政敏著「アメリカ生命保険会社の新経営戦略」(東洋経済新報社 1989年)
- ・ 後藤新一著「銀証自由化の経済学」(日本経済評論社 1990年)
- ・ 佐賀卓雄著「アメリカの証券業」(東洋経済新

報社 1991年)

- ・ (社)日本損害保険協会「保険監督規制海外調査報告書(米国編)」(1991年)
- ・ (財)生命保険文化研究所「生命保険会社の株式会社化に関する法的諸問題」(1993年)
- ・ W.A.ロベット著、松尾直彦・山西雅一郎訳「アメリカ金融機関法」(木鐸社 1994年)
- ・ ドウワトリボン.M・ティロール.J 著、北村行伸・渡辺努訳「銀行規制の新潮流」(東洋経済新報社 1996年)
- ・ 松尾直彦著「アメリカ金融制度の新潮流」(金融財政事情研究会 1996年)
- ・ 楠本博著「日本版ビッグバンのすべて」(東洋経済新報社 1997年)
- ・ 馬淵紀壽著「金融持株会社」(東洋経済新報社 1997年)
- ・ フランクリン R.エドワーズ著、家森信善・小林毅訳「金融業の将来」(東洋経済新報社 1998年)
- ・ (財)日本証券経済研究所「図説アメリカの証券市場」(1998年)
- ・ Alliance Federal Affairs Bulletin, No.98-33, 1998.9.16, Subject: Financial Services Modernization
- ・ Insurance Regulator, 1998. 7.15 ~ 1998.10.12
- ・ The Bureau of National Affairs, Inc., BANKING DAILY, 1998. 5.13 ~ 1998.10.12

¹ Financial Services Act of 1998, H.R.10, 105th Cong., 2nd Sess. (以下「下院法案」と呼ぶ)

² 連邦通貨監督局(OCC)...財務省の一部門で、国法銀行を規制監督する機関である。設立認可、店舗規制、合併・買収、監督・検査などに関する権限を持つ。

³ 連邦準備制度(FRS)...米国中央銀行制度で、1913年の連邦準備法(Federal Reserve Act of 1913)によって設けられたもの。米国全土を12の地区に分け、各地区に一つずつの連邦準備銀行を作った。連邦準備銀行は株式組織で、その地区の国法銀行の全部と、州法銀行の一部が株式を引受けて設立されたもので、これらの銀行を加盟銀行という。最高意志決定機関であるFRBは金融政策の決定・運営をはじめ、銀行持株会社および連邦準備制度加盟の国法銀行、州法銀行に対して店舗規制、合併・買収、監督・検査などに関する権

限を持つ。

⁴ 連邦預金保険公社（FDIC）…連邦預金保険制度の運営機関である。FDIC 加盟の全銀行の預金保険に関する一切の権限と、FRS 非加盟の州法銀行で FDIC 加盟にしている州法銀行に対する監督・検査などに関する権限を持つ。

⁵ 下院法案§1

⁶ Hearings on H.R.10 Before the Senate Comm.on Banking, Housing, and Urban Affairs on Modernization of the U.S. Financial System, 105th Cong., 2nd Sess.(statement of Alan Greenspan, Chairman, FRB, June 17)

⁷ H.R.REP. No.164,105th Cong., 2nd Sess.

⁸ マーチャントバンキング…M&A に関連して金融機関が行う業務で、企業買収の資金を賄うために自己の資本を使うことを意味する。

⁹ プリンシパル業務…principal は agent (代理人) と対比的に使用され、「本人、依頼人」といった意味を持つ。プリンシパル業務とは、証券の引受やディーリング、保険の引受、マーチャントバンキングなど、金融機関が直接の契約当事者となる業務のことをいう。

¹⁰ 下院法案§§101-103

¹¹ 下院法案§121

¹² 下院法案§304

¹³ 下院法案§103

¹⁴ 下院法案§103

¹⁵ 貯蓄金融機関…預金金融機関の中で、商業銀行以外の、相互貯蓄銀行（MSB）貯蓄貸付組合（S&L）信用組合（Credit Union）の総称。代表格は S&L で主業務は住宅抵当貸付である。

¹⁶ 下院法案§401

¹⁷ 下院法案§136

¹⁸ 下院法案§312

¹⁹ 下院法案§§111-117

²⁰ 下院法案§103

²¹ 下院法案§206

²² 下院法案§304

²³ 下院法案§104

²⁴ Barnett Bank v.Nelson, 116 S.Ct.1103(1996)

²⁵ 下院法案§322

²⁶ 地域社会再投資法…銀行等が、特定の地域に対して住宅抵当貸付の付与を自動的に拒絶する差別

行為（レッドライニング）に対処するために定められた連邦法。FDIC に加盟する銀行等に対し、その所在する地域の低所得者層や少数民族への低利融資促進、公共施設の運営援助等、地域社会への貢献を義務づけている。

²⁷ 下院法案§§204,308

²⁸ 会計検査院（GAO）…連邦政府の会計検査業務その他、連邦議会の立法・監督機能の補助、連邦政府のプログラムに関する会計的請求の処理、公的部門の経費節減・生産性向上に関する勧告等の機能を有する。法案審議の際には、会計検査院は法制化の必要性や妥当性についての報告書を提出し、これが議会で考慮される。立法府に設置される機関で、合衆国会計検査院長および副院長は大統領により（上院の承認を得て）任命される。任期は、政治的独立性を維持するため 15 年と長い。

²⁹ 下院法案§§110A,144

³⁰ 下院法案§109

³¹ Financial Services Competitiveness Act, H.R.4956, 103rd Cong.,2nd Sess.

³² Financial Services Competitiveness Act of 1995, H.R.1062, 104 th Cong.,1st Sess.

³³ Depository Institution Affiliation Act, S.337, 104th Cong.,1st Sess.

³⁴ Hearings on H.R.10 Before the Comm.on Banking, Housing, and Urban Affairs on Modernization of the U.S. Financial System, 105th Cong.,2nd Sess. (statement of Robert A. Miller, Chairman, Financial Task Force of National Association of Life Underwriters, on behalf of National Association of Life Underwriters, Independent Insurance Agents of America,Inc., The Council of Insurance Agents and Brokers, National Association of Professional Insurance Agents, June 17)

³⁵ The Bureau of National Affairs,Inc., BANKING DAILY (以下「BNA」と呼ぶ), 1998.5.14

³⁶ Hearings on H.R.10 Before the Comm.on Banking, Housing, and Urban Affairs on Modernization of the U.S. Financial System, 105th Cong.,2nd Sess. (statement of John H. Biggs, Chairman & CEO, TIAA-CREF, on behalf of the American Council of Life Insurance,

American Insurance Association, Alliance of American Insurers, National Association of Mutual Insurance Companies, Reinsurance Association of America, June 18); *Id.*(statement of Robert A. Miller, Chairman, Financial Task Force of National Association of Life Underwriters, on behalf of National Association of Life Underwriters, Independent Insurance Agents of America, Inc., The Council of Insurance Agents and Brokers, National Association of Professional Insurance Agents, June 17); *Id.*(statement of Alan Greenspan, Chairman, FRB, June 17); *Id.*(statement of Robert Rubin, Secretary, Treasury, June 17); *Id.*(statement of George Nichols III, Chairman, NAIC, June 25)

³⁷ エッジ法子会社...1919年のエッジ法(銀行法改

正)により認められた金融会社。連邦政府の免許を受けて国際金融業務を行い、FRBの監督に服する。通常は銀行の子会社で、国際銀行業務を行うものと国際投資業務を行うものとの2つのタイプに大別される。

³⁸ Insurance Regulator, 1998. 6.15

³⁹ *Id.*1998. 9. 7

⁴⁰ BNA,1998. 7.25

⁴¹ Insurance Regulator, 1998. 6.22;*Id.*1998.7.6

⁴² S. REP. No.336, 105th Cong.,2nd Sess.

⁴³ BNA, 1998. 9.14

⁴⁴ Alliance Federal Affairs Bulletin, No.98-33, 1998. 9.16, Subject: Financial Services Modernization

⁴⁵ *Id.*